

第2章 基本計画

第2章 基本計画

1 計画の基本理念

長崎市では、2002年（平成14年）に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。

今回の計画についても、この基本理念に基づき策定しています。

【長崎市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調

（参考）

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 推進目標と施策の方向

男女共同参画がこれまで十分に進まなかった理由として、次の3つがあげられます。

- 1 男女共同参画への理解がまだまだ浸透されていないこと
- 2 様々な分野への男女の共同参画が進んでいないこと
- 3 男女共同参画社会の推進を阻害する要因である男女間の暴力被害が存在すること

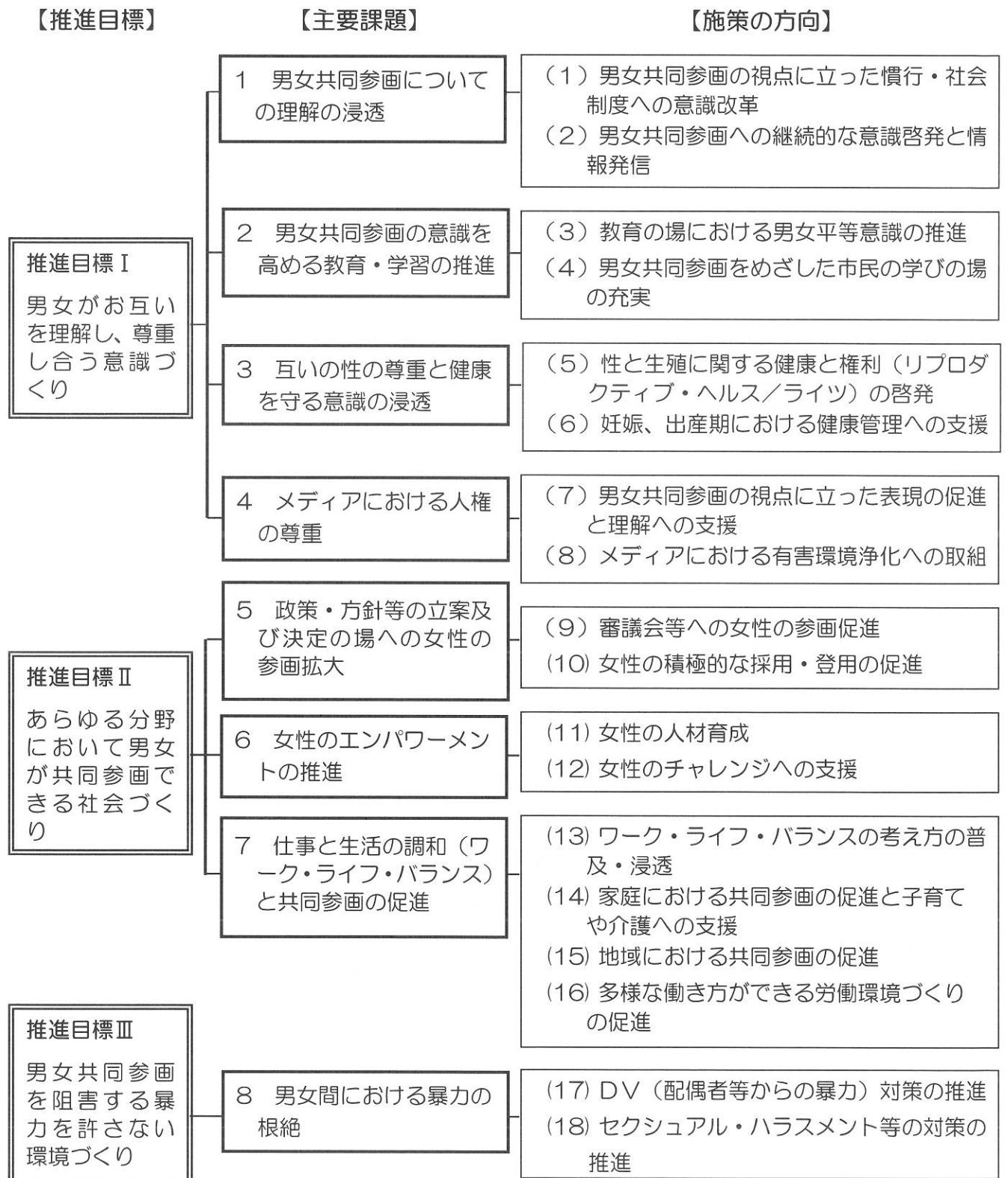
これらの現状を踏まえ、将来の長崎市の姿として

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

をめざし、3つの推進目標を掲げ、また、推進目標ごとに、取り組むべき主要課題を設定し、施策の方向を定めました。

＜施策の体系＞

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現



推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法には、すべての国民の基本的人権を保障し、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の人権の尊重がうたわされており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで、基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画の視点に立った慣行・社会制度への意識改革 (2) 男女共同参画への継続的な意識啓発と情報発信
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の推進 (4) 男女共同参画をめざした市民の学びの場の充実
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) *性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援
4 メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援 (8) メディアにおける有害環境浄化への取組

* 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

国連開発計画(UNDP)が発表している「人間開発報告書」によると、「長寿」「教育」「所得」の充足度を示す人間開発指数(HDI)については、2014年(平成26年)の報告書(2013年分)によると、日本の順位は187ヶ国中17位と高位置にあるのに対し、人間開発指数に男女間の不平等を反映させたジェンダー開発指数(GDI)では、他の先進国に比べると低い状況であり、187ヶ国中79位でした。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 審議会等への女性の参画促進 (10) 女性の積極的な採用・登用の促進
6 女性のエンパワーメントの推進	(11) 女性人材の育成 (12) 女性のチャレンジへの支援
7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進	(13) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進 (16) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

推進目標Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり

男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとして、配偶者や恋人など親しい男女間での暴力があります。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は年々増加し、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数は急増しており、夫から妻への犯罪の検挙状況やストーカー事案に関する認知件数も増加傾向にあります。

また、都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメント等の相談件数も毎年1万件前後が寄せられています。

関係機関に寄せられる相談の状況から、家庭や職場といった生活の場での暴力の実態が浮き彫りとなっています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性であることから、女性の就業を中断させるなど経済的・社会的に自立することが困難な状況に至る場合もあります。

男女の人権が尊重される社会の実現のために、DV及びセクシュアル・ハラスメント等を防止するための法制度の周知及び普及並びに関係機関との連携に努めていきます。

主要課題	施策の方向
8 男女間における暴力の根絶	(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進 (18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進